



鴨川市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

鴨川市長

佐々木 久之

鴨川市条例第 31 号

鴨川市火入れに関する条例の一部を改正する条例

鴨川市火入れに関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「各号」の次に「のすべて」を加え、同条第 3 号を削る。

第 11 条第 1 項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報若しくは」に改め、同条第 2 項中「、異常乾燥注意報若しくは」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは」に改める。

第 12 条中「消防長又は鴨川消防署長」を「安房郡市広域市町村圏事務組合消防長（以下「消防長」という。）」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（消防長への通知）

第 14 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。